

## 【目指すあいちの姿】

- 県内に立地する工場や事業場において、原料の調達から製造、廃棄物の処理に至るまでのあらゆる工程で、環境に配慮した取組が積極的に実施され、環境への負荷が低減された地域を目指します。
- 省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用により、製造業だけに限らず、あらゆる事業活動に伴って生じる温室効果ガスの排出が抑制された地域を目指します。  
また、経済と社会のグリーン化を通じて、新たな環境産業の創出を促進するなど、環境配慮型の経済活動と地域の発展が両立された地域を目指します。
- 豊かな自然と大都市圏とが共存している本県の特性を踏まえ、開発による自然への影響を低減し自然の保全・再生を促す仕組みを導入することや、生物多様性に配慮した事業活動を進めることにより、生物多様性の保全と開発や事業活動との調和が図られた地域を目指します。
- 日本を代表するモノづくり地域である本県の高い技術力を生かし、本県で開発・製造された製品が、国内外の環境負荷の低減に貢献できる地域を目指します。

## 【主な施策の方向】

- ◆事業者による自発的・積極的な環境負荷の低減 **安全・安心の確保**
  - ・ 事業者が自ら積極的に環境に配慮した取組を進めるための仕組みである環境マネジメントシステムの普及を図るなど、事業者の環境負荷の低減のための率先活動を促進
- ◆化学物質の自主的な管理 **安全・安心の確保**
  - ・ 事業者が化学物質を適正に管理し、環境への排出を未然に防ぐとともに、環境リスクを持つ化学物質の排出削減や、リスクコミュニケーションに向けた取組を促進

#### ◆事業活動に伴う温室効果ガス排出量の抑制 **社会の低炭素化**

- ・ 事業者による自主的・積極的な温室効果ガスの排出削減の取組を促し、事業活動に伴う温室効果ガスの排出原単位や排出量を低減
- ・ 中小企業に対しては、資金面のみならず、省エネを推進するための技術情報の提供や技術的支援を行い、エネルギー利用の効率化を促進

#### ◆社会の低炭素化に貢献する製品製造と新たな環境産業の創出 **社会の低炭素化**

- ・ 本県の事業者が有する先進的環境技術を生かし、快適な暮らしと低炭素社会の両立に貢献する、低炭素型製品の開発・供給を促進
- ・ 蓄電池や発電機、省エネルギー技術など、エネルギー関連企業をこの地域へ誘致し、地域経済を活性化

#### ◆生物多様性の保全と開発・事業活動との調和 **自然との共生**

- ・ 産業活動を抑制せずに生物多様性を保全するため、緑地面積の確保に限定せず、生物の生息生育空間としての質を確保する仕組みや、開発敷地内だけでなく開発敷地外も含めて自然の保全・再生を促す仕組みである「あいちミティゲーション」の導入を促進

#### ◆廃棄物などの未利用資源を地域内で循環させる循環ビジネスの活性化 **資源循環**

- ・ 環境と経済が好循環するモノづくり地域としてさらなる発展を図るため、本県で盛んなモノづくり、いわゆる「動脈産業」のみならず、廃棄物または資源の回収やリサイクル等の産業、いわゆる「静脈産業」である循環ビジネスを活性化

#### ◆事業活動に伴う廃棄物の削減 **資源循環**

- ・ 製造工程の見直しなどにより、事業活動に伴う廃棄物の発生を抑制するなど、取り組みが遅れている廃棄物の発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）について重点的に取組を促進

環境マネジメントシステム：企業などが自ら企業活動の中で、排出物の抑制やエネルギー消費の削減など環境負荷の低減を図るために数値目標、取組内容を定め、これに基づき環境配慮等の行動を実践し、その結果の点検、見直しを行い、さらに継続的な改善を図るという一連の環境管理体制のこと。

環境リスク：化学物質などによる環境汚染が、人の健康や生態系に好ましくない影響を与えるおそれのこと。そのリスクは、「有害性」と「暴露量」評価され、たとえば、有害性が相当大きなものでもその暴露する量がほとんどなければリスクは小さいと評価される。

リスクコミュニケーション：化学物質による環境リスクに関する情報を関係者（住民、事業者、行政など）すべてが共有し、お互いに意思疎通を図ること。リスクコミュニケーションを行うことで、事業者と地域社会とのつながりができる、互いの理解が深まる、化学物質管理への取組や認識が互いに深まるという意義がある。

あいちミティゲーション：土地利用の転換や開発などにおいて、自然への影響を回避、最小化した後に残る影響を、生態系ネットワークの形成に役立つ場所や内容で代償することにより、開発区域のみならず、区域外も含めて自然の保全・再生を促す本県独自の仕組み。ミティゲーションは、開発における自然への影響を回避、最小化した後に、残る影響を代償するという順番で実施することが重要。

## 【目指すあいちの姿】

- 大気環境や水環境などについて一層の改善を図り、公害のない快適な生活空間を確保するとともに、事故や災害時における体制を整備するなど、県民の生活環境における安全の確保を目指します。  
また、環境情報が迅速かつ適切に把握され、発信されることにより、県民が安心して暮らせる地域を目指します。
- 省エネルギーと創エネルギーの取組を地域全体で進め、温室効果ガスの排出が大幅に削減された地域を目指します。とりわけ、創エネルギーの分野では、化石燃料に依存しない再生可能エネルギーの導入を進め、災害時にも対応できる地産地消の分散型エネルギーシステムの構築を目指します。
- 本県は、大都市圏でありながら、平野、半島、丘陵、山地など変化に富んだ豊かな自然にも恵まれています。この本県の自然を保全・再生することで、緑地・水辺の減少や希少野生生物の減少による生物多様性損失の危機から脱し、暮らしの中で自然の豊かさと安らぎを感じられる地域を目指します。
- 廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの取組を一層推進することにより天然資源の消費を抑制するとともに、廃棄物の適正処理を進め、県土の全体においてごみのない良好な環境が保たれた地域を目指します。

## 【主な施策の方向】

- ◆健康で安全な暮らしができる環境の確保 **安全・安心の確保**
  - ・ 各種法令の適切な運用や条例等による本県独自の規制、各種計画による総合的な施策の推進など、大気、水質、土壌、地盤、騒音、振動、悪臭等の環境保全及び改善対策を着実に推進
  - ・ 主要幹線道路沿道における大気汚染や自動車騒音、県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵の水質汚濁など、地域的な環境課題への一層の改善対策を推進
- ◆非常時の環境汚染に対する体制の構築 **安全・安心の確保**
  - ・ 工場・事業場における火災や爆発事故など、不測の事故に伴って発生する環境汚染について、行政と事業者が連携した平時からの体制づくりを推進

- ◆再生可能エネルギーの利用促進によるエネルギーの地産地消 **社会の低炭素化**
  - ・ 太陽エネルギーや農業用水などを活用して、県内全域での再生可能エネルギーの普及を推進
  
- ◆環境と自動車利用の調和した社会の実現 **社会の低炭素化**
  - ・ 自動車利用が安全で快適な暮らしを支える、環境と自動車利用が調和した社会づくりを推進
  
- ◆環境負荷の少ない快適な都市・地域基盤づくり **社会の低炭素化**
  - ・ 駅周辺などに日常生活を支える都市機能を集約化させるとともに、公共交通の維持・充実や緑地の確保など、低炭素型のまちづくりを推進
  
- ◆生態系ネットワークの形成を意識した自然環境の保全 **自然との共生**
  - ・ 生態系ネットワークの形成に向けた、優れた生態系を有する生物生息地の保全や、里山や湿地・湿原など様々な場所での生物の生息生育空間の保全と再生の取組を推進
  - ・ 絶滅のおそれのある野生生物の保護・管理を推進
  
- ◆恵み豊かな伊勢湾・三河湾の環境の保全・再生 **自然との共生**
  - ・ 様々な海の恵みをもたらしてくれる「里海」である伊勢湾・三河湾の保全・再生に向け、NPO、事業者、行政等の関係者が連携した取組を推進
  
- ◆廃棄物の適正な処理と3Rの促進に向けた体制の整備 **資源循環**
  - ・ 地域環境に配慮した、適正な廃棄物の処理と3Rの促進に向けた体制の整備を推進
  
- ◆廃棄物の不法投棄などの不適正処理の未然防止 **資源循環**
  - ・ 廃棄物の不適正処理の防止と環境への負荷の低減に配慮した廃棄物の処理に向けた、法や条例等の厳正な運用と不適正処理を許さない地域づくりを推進

再生可能エネルギー：太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスなど「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるものを指す。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないといった特徴がある。

3R（スリーアール）：廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の、資源循環において重要な取組である3つのRを指す用語。廃棄物の発生抑制は、製品を長く使うこと、過剰包装をやめることなどにより、廃棄物の発生を減らすこと。再使用は、使い終わったものを捨てるのではなく、繰り返し使うこと。再生利用は、使用済みになった製品や製造に伴い発生した副産物を原材料として利用すること。

## 【目指すあいちの姿】

- 今日の環境問題は、私たちの日々の暮らしや社会活動と深く関係しており、私たち一人ひとりが環境について考え、行動しなければ解決することはありません。県民みんなが、地域の河川などの身近な環境について関心を持ち、その保全に向けて取り組む地域を目指します。
- 温室効果ガスの排出が低減された低炭素型の社会を実現するため、県民みんなが温室効果ガスを減らすことを心がけ、日々の生活の中で率先的に省エネルギー行動などに取り組む地域を目指します。
- 生物多様性の損失を止めるためには、日常生活や社会経済活動に、「生物多様性の保全や持続可能な利用」が基本的な考えとして組み込まれることが必要です。その実現に向けて、県民みんなが生物多様性の価値（自然の恵み）を理解し、その保全に向けて行動する地域を目指します。
- 廃棄物の発生が抑制され、資源が適切に循環する社会を実現するため、県民みんなが、身の回りの物を長く大切に使用するといった心がけを持ち、ごみの発生の少ない商品の購入といった行動に自発的・率先的に取り組む地域を目指します。

## 【主な施策の方向】

- ◆身近な環境における気づきと行動の促進 **安全・安心の確保**
  - ・ 環境に対する関心を実際の環境配慮行動へと結びつけていくためのきっかけづくりを進め、具体的な環境配慮行動を促進
- ◆環境学習の総合的な推進 **安全・安心の確保**
  - ・ 社会や学校等における、県民、事業者、NPO、行政、学校等あらゆる主体の特性に応じた環境学習等の推進
- ◆社会の低炭素化へ向けた意識とライフスタイルの変革 **社会の低炭素化**
  - ・ 目に見えない温室効果ガスを意識するため、様々な場面で、温室効果ガス排出量の「見える化」を進めることで、温室効果ガス排出量に対する意識を高めながら、暮らしの中での省エネルギー行動を促進
  - ・ 地球温暖化問題に関する正しい知識と理解を身につけるため、環境学習・環境教育を通して、子供から大人までそれぞれの段階に応じた学習の機会を提供

◆環境負荷の少ない商品やサービスの購入の促進 **社会の低炭素化**

- ・ 環境負荷の少ない低炭素型の商品やサービスを選択するための情報や機会の提供、県民運動を展開

◆生物多様性の価値（自然の恵み）への理解と保全に向けた実践行動の促進

**自然との共生**

- ・ 生物多様性に対する県民の意識を高めるため、身近な自然の中で生きものとふれ合うことができる自然体験型の環境学習の充実や、自然とふれあう場の整備と利活用を推進
- ・ NPOやボランティア団体など多様な主体による自発的な森と緑の保全活動や、森と緑を社会全体で支えるという機運を醸成するための環境学習を支援

◆健全な水循環の再生に向けた実践行動の促進 **自然との共生**

- ・ 県民の水環境に対する関心と理解を深め、水質改善に向けた身近な行動を促進

◆ごみの発生抑制・再使用を意識したライフスタイルへの変革 **資源循環**

- ・ ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）を重視したライフスタイルへと変革を促進

◆地域に根ざした環境美化活動への参加 **資源循環**

- ・ 散乱ごみのない清潔で快適なまちづくりを進めるため、地域の環境に対する関心の喚起と実践行動を促進

## 4 総合的な施策推進に向けて：「人づくり」の推進

- 現在の環境問題は、私たちの日々の生活や事業活動に密接に関わっており、その解決には、県民や事業者などあらゆる主体が、環境について関心を持ち、環境問題と自らとの関わりについて考えることにとどまらず、実際の環境配慮行動へとつなげていくことが求められます。
- 本県では、平成 17 年（2005 年）に世界初の環境をテーマとした国際博覧会である愛・地球博を、平成 22 年（2010 年）に生物多様性保全のための新たな世界目標である愛知目標が採択された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が開催されており、こうした国際的イベントの開催を通して培われた本県県民の環境に対する高い意識は、他の地域にはない独自の特徴です。
- しかしながら、県民の環境に対する意識は地域全体に着実に根付いてきたものの、具体的な行動へと踏み出せていない県民もまだ多くいます。
- このため、県民、事業者などあらゆる主体の環境意識を、省エネルギーや省資源といった環境への負荷を減らす身近な環境配慮行動の実践へとつなげる、持続可能な未来のあいちの担い手育成「人づくり」を進め、「環境首都あいち」の実現に向けた原動力としていきます。

### ◆「人づくり」の推進

- ・ 環境への負荷を減らす身近な環境配慮行動「あいちエコアクション」を様々な場面での実践を促す県民運動の展開
- ・ 自発的な環境配慮行動「あいちエコアクション」を促すためのコンテンツと環境調査結果や環境関連イベント等の情報の一元的な提供
- ・ 環境学習施設のネットワークの充実・強化
- ・ 持続可能な開発のための教育（ESD）」の普及促進

# 第5章 計画の推進

## 1 計画の推進

### (1) 各主体の役割

#### ア 県民の役割

- ・ 日ごろの生活が、地域環境だけでなく、地球環境まで様々な影響を与えていることを理解し、現在のライフスタイルを見つめ直すとともに、環境に配慮した自主的な行動に取り組むことが期待されます。

#### イ 事業者の役割

- ・ 法令遵守の徹底はもとより、企業の社会的責任を認識し、あらゆる事業活動において、環境負荷の低減に向けた自主的、積極的な取組を進めることが期待されます。

#### ウ NPOの役割

- ・ 専門性を生かし、行政や個人では対応できないきめ細やかで柔軟な環境保全活動や、環境学習を行うことが期待されます。

#### エ 行政の役割

- ・ 県は、本計画に基づく施策を総合的、計画的に推進します。
- ・ また、県自らも事業者であり消費者であるという立場から、自ら率先して環境への負荷の少ない行動を実践します。
- ・ 市町村は、県に準じた施策や、それぞれの地域の自然的・社会的条件に応じた独自の施策を進めていくことが期待されます。

### (2) 計画の推進体制

- ア 県民、事業者、NPO、行政の協働による推進
- イ 県の部局横断的な推進
- ウ 市町村との連携
- エ 広域的な連携
- オ 国際的な環境協力の推進

## 2 計画の進行管理

- 本計画に掲げた施策、目標については、各種環境関係統計の推移、施策の進捗状況等を確認しながら、必要な改善を行うPDC Aサイクルによって、適切な進行管理を行います。
- 本計画の目標や施策の方向に沿って、必要に応じ、新たな個別計画等の策定や既存の個別計画等の見直しを進めます。